

明るい選挙啓発ポスター作品募集要項

1 趣 旨

私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は、選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

2 応募規定

- (1) 内 容 明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。
- (2) 応募資格 小学校児童、中学校・高等学校の生徒
(1人1作品に限ります)
- (3) 提出方法 作品提出の前に、まず**応募者名簿(Excel に入力したもの)**を
ロゴフォームからご提出してください。

※応募者名簿について、今年度より紙媒体での受領は致しませんので、ご注意ください。

<https://logoform.jp/f/eaH48>



3 審 査

- (1) 第1次審査 川口市選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。
- (2) 第2次審査 埼玉県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、
所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。
- (3) 第3次審査 第2次審査で選ばれた作品について、入賞作品を決定します。

4 表 彰

令和7年12月中旬頃、入賞者には賞状と賞品を、応募者には参加賞を贈呈します。

5 展示会

令和8年3月中旬頃予定

「明るい選挙」って何？

私たちは、安全なまちで、気持ち良くくらしたいと考えています。

私たちの住むまちをよりよくするためには、私たちの意見をまちづくりに反映させてくれる代表者が必要です。その代表者を決めるのが選挙です。

誰にもじゃまされずに、自分の、自由な考えで投票する選挙のことを「明るい選挙」といいます。お金をもらったり、プレゼントを受け取ったりしてその人に投票したとしても、自分の本当の意思を伝えることにはなりません。